

自治体による「独自施策」の定義

(1) 「独自施策」の定義

上級の行政主体が講じている施策とは異なった施策を講じること

(2) 「上乗せ」と「横出し」の定義

「上乗せ」：従来の制度が支給していた金額に「上乗せ」する形で独自の支援を行うもの

「横出し」：従来の制度では支給されない項目に対し、独自に支給を行うもの

山崎栄一（関西大学社会安全学部教授）の定義に基づく。
関西学院大学災害復興制度研究所 研究紀要「災害復興研究」第3号

上乗せ措置が講じられるのは、被災者支援が従来の法制度上の支給額では不十分であるという認識に端を発する

横出し措置が講じられるのは

- ① 支援金の発動要件が限定されること
- ② 支援金の支給対象について、被害度からみると全壊・大規模半壊等に限定され、半壊・一部損壊・床上浸水の場合は対象とはならないこと
- ③ 支援金の使用用途が住宅再建・住宅補修に関してはその周辺部分に限定されること

これらを克服するためのもの

「独自施策」の7分類（類型）

① 恒久型と暫定型

② 発動要件無限定型・緩和型

- 1) 一つ以上の市町村が支援法の適用を受けながらも、別の市町村では被害が少ないので、法適用のない市町村に対して補完的に独自施策を講じるもの
- 2) 県内で支援法の適用市町村がなくても、被害が生じれば適用されるもの
- 3) 一件でも被害が生じると制度が発動されるもの

③ 支援対象緩和型

支援法が、全壊・大規模半壊に限定されていることから、それ以外の被害（半壊・一部損壊・床上浸水等）についても支援対象とするもの

④ 支援対象限定型

居住していた県内あるいは市町村内で住宅再建する場合、対象世帯を持ち家に限定する場合、高齢者・障害者・低所得者等に限定する場合等

⑤ 支給内容緩和型

支援法第二次改正前までは支援金の使用用途につき、住宅の再建・補修そのものには使用できなかった。支援内容を支援法をベースにしつつ、市町村が認めた場合には、住宅再建・補修そのものに支給を行うもの

⑥ 「純粋な」or「補完的」上乗せ・横出し型併給不可型

支援法に対して純粋に上乗せ・横出し的な支援をするタイプと、支援法では支給されない支援内容について補完的に上乗せ・横出しするパターン

⑦ 被災者負担前提型

住宅再建・補修に対する支援を行うにあたって、個人負担を前提とするもの

◆ 内閣府（防災担当） 「都道府県独自の被災者生活再建支援制度」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/R1_dokuji.pdf

➤ 現在の独自支援制度（2019年6月時点）

36道府県 52制度 ※7制度が新設、4制度が申請期間終了・事業完了

➤ 独自支援制度を持たない自治体（同）

青森・宮城・東京・神奈川・新潟・富山・石川・奈良・徳島・香川・長崎の11都県

➤ 独自支援の適用範囲（同）

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ① 国の被災者生活再建支援法適用災害で法適用市町村において支援 | 32 |
| ② 国の被災者生活再建支援法適用災害で法適用外市町村において支援 | 49 |
| ③ 国の被災者生活再建支援法適用外災害で法適用外市町村において支援 | 41 |

◆ 「震災における被災者生活再建支援のあり方－制度の変遷と課題－」 田近栄治・宮崎毅

2013年12月 『季刊・社会保障研究』Vol.40